

## 福祉医療の受給者証を更新

10月1日から、福祉医療の受給者証が新しくなります。重度心身障がい者（65歳以上の方のみ）や父子家庭の方で、福祉医療の受給者証をお持ちの方は、更新の手続きをしてください。該当する方には、9月中旬以降に案内のはがきを郵送します。

■日時 ▼9月23日（日）午前9時～午後3時（市役所のみ） ▼9月24日（月）～28日（金）午前8時30分～午後5時15分

■場所 市役所1階・市民ホール

※各地域事務所管内在住の方は最寄りの事務所。ただし、23日（日）に手続きを希望する場合は、市役所のみ。

■持ち物 案内のはがき、受給者証、健康保険証、印鑑（被保険者のもの）

※重度心身障がい者の方は、身体障害

者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち所持しているもの

■照会先 福祉政策課（☎23-773-5 ㊦23-7748）

## 防災製品の使用に努めましょう

住宅火災の多くは、小さな火種が布製品に着火し、燃え広がることにより起こっています。

私たちの生活の中には、さまざまな布製品がありますが、布製品は燃えやすいため、小さな火種でも着火しやすく、住宅火災やそれによる死者発生の原因になっています。

そこで、活用したいのが「防災製品」です。防災製品とは繊維を燃えにくく改良したもので、パジャマ、シーツ、エプロン、カーテン、じゅうたん、枕

や布団などがあります。

こうした防災製品を使用することで、万一火災が発生した場合も、布製品への延焼拡大を防ぎ、高齢者や体が不自由な人の避難時間を確保し「逃げ遅れ」をなくすこともつながります。

防災製品には、

次のようなマークが貼り付けられていますので、購入時の目安としてください。

■照会先 関消防署（☎23-0119）

## 9月9日は救急の日

9月9日は「きゅうきゅう（救急の日）」です。毎年、この日を含む1週間（今年は9月9日～15日）を応急手



告 告

# 有料広告

当の重要性や救急業務への理解を深める「救急医療週間」としてあります。中濃消防組合管内の平成23年中の救急出動は3956件あり、前年より120件増加しています。

救急隊が到着するまでの間に、救急現場に居合わせた人が、迅速な119番通報や適切な応急手当をすることにより、傷病者の救命効果が向上します。いざというときにあわてないように、この機会に正しい119番通報の仕方、心肺蘇生法や応急手当などの講習会に積極的に参加しましょう。

■照会先 関消防署（☎23-0119）